

(森脇議員)

1. 集団的自衛権行使容認について

まず、安倍首相が、内閣の判断で憲法の解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認しようとしている問題について、端的にうかがいます。知事は、日本を「海外で戦争する国」にすることについて、賛成でしょうか、反対でしょうか。「国において議論されるべきもの」などと言うのではなく、県民の命を守る知事としてのお考えを、知事自身の言葉でお答えいただきたいと思います。

2. 米軍機の低空飛行について

次に米軍機の低空飛行について2点うかがいます。

(1) 津山市上田邑での土蔵崩壊

2011年3月2日、津山市上田邑で、米軍機の低空飛行によって土蔵（くら）が崩壊する事件が起きました。防衛省は、「土蔵崩壊の原因として米軍機の飛行の可能性を否定できない」として、被害者が損害賠償請求することを認めました。しかし米軍側は「日米合意にもとづいて飛行しており、土蔵の崩壊と米軍機の飛行には因果関係はない」と回答してきたために、損害賠償の手続きは止まってしまっています。すでに事件発生から3年3ヶ月が経過しました。被害者のことを考えると1日も早い解決が求められます。

この日の津山市上空における米軍機の飛行は、たくさんの目撃情報が寄せられていました。なかでも津山市こども課による保育園、幼稚園での影響調査、津山市教育委員会による小学校、中学校での影響調査は、爆音の状況、児童・生徒の様子、低空での飛行であったことを示す証言が多数寄せられました。一方、米軍側の主張には何の根拠も示されておりません。飛行ルートや高度の記録を米軍は持っているのに、「真実がばれたらいけないので隠しているのか」と言われても仕方ないような対応に終始しています。

知事は、米軍のこうした対応に納得できますか。被害者の救済のために、防衛省に対し、損害賠償に応じるよう米軍側と交渉するよう求めていただきたくと思いますが、いかがでしょうか。

(2) 真庭市湯原での低空飛行

次に5月30日に真庭市湯原であった米軍機の低空飛行についてうかがいます。米軍機が飛行したのはちょうど障害者施設竣工式テープカットの直前で、市長、副市長、関係の議員、そして施設の所長さんをはじめ関係の方々など、100人が目撃したとのことでした。先日私も現地を訪ねましたが、「雷が10個落ちたかと思うような爆音だった」と言われました。この地域は米軍機が中国山脈に沿って訓練するブラウンルート内に位置し、湯原ダムが目標のひとつにされているとも聞いています。

いま、米海兵隊岩国基地の強化に向けた動きも強まっています。今後低空飛行の増加も懸念されます。米軍機飛行の情報収集を強めるとともに、低空飛行の中止をさらに厳しく求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3. 介護保険制度について

次に介護保険制度についてうかがいます。

現在、要介護の家族を持つ有業者は890万人にのぼり、今後も増え続ける見通しで、介護が現役世代の大きな不安要因となっています。特別養護老人ホームの待機者が急増し、行き場を失った高齢者が脱法施設に入るなど「介護難民」「老人漂流社会」とよばれる深刻な事態も広がっています。独居老人や老老介護世帯が増え、高齢者の貧困と孤立が進むなか、「介護心中」や「介護殺人」、孤立死・孤独死など痛ましい事件も起こっています。「介護の危機」ともいわなければならないこのような状況を打開することは、岡山県にとっても待ったなしの課題です。

まず、県下の特別養護老人ホーム待機者数、このうち年金額が100万円以下の方の割合、要介護度が3未満の方の割合をそれぞれお示してください。また、待機者数について、この10年くらいの推移と県がおこなってきた待機者解消策もあわせてお知らせください。保健福祉部長にうかがいます。

年金制度基礎調査によりますと、年金受給者の48%が年金額100万円以下のいわゆる低年金者です。こうした人が要介護状態になったとき、最期まで安心して入居できる施設はやはり特養です。ところが政府は、今国会で審議中の「医療・介護綜合法案」に、特養入所を「要介護3以上にする」内容を盛り込みました。これでは「介護難民」をますます増やすだけです。このような制度改悪に反対し、特養施設に対する国庫補助の復活、用地確保への支援など、特養増設に向けた施策を推進するよう国に強く求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

そもそも介護保険制度は「家族介護から社会で支える介護へ」というスローガンを掲げて導入されました。しかし実際は、介護度に応じて利用できるサービスや支給額が制限される「保険あって介護なし」といわれる状況からスタートし、負担増や給付縮減の改悪が繰り返され、「介護保険だけでは在宅生活が維持できない」状況になっています。介護に係る経済的、肉体的、精神的負担が重くのしかかり、この項冒頭に述べたような悲惨な事件につながっています。

ところがいま政府は、「要支援者」を介護保険から切り離すこと、利用料の自己負担を2割にすることをねらっています。このような改悪を中止し、支援や介護が必要なすべての人が安心して制度が利用できるよう国に求めることが必要ではないでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

次に、介護労働者の処遇改善についてです。介護を担う職員の低賃金と劣悪な労働条件、福祉の初心を生かせない労働環境などが指摘されてきました。慢性的な人手不足を解消するためには、一時的な対策でなく、国費投入による賃金引き上げを国に強く求めるべきではないでしょうか。保健福祉部長に伺います。

施設整備、職員の処遇改善など公的介護を充実することは、高齢者にとってはもちろん、私たち現役世代にとっても、大きなプラスとなります。なぜなら、施設整備とサービス充実は、それに関わる多くの産業とそれに携わる労働者の所得を増やします。職員の処遇改善は、介護離職を減らし、雇用を拡大し、関係者の所得を増やします。これら所得増は、地域の消費を元気にし、それこそ住民本位の地域発展、国民本位の日本経済発展という好循環をつくりだし、無理のない税収増ももたらすと私は考えます。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、いま必要なのは、自公政権がすすめる「負担増と給付減」の大改悪をくい止め、介護の提供基盤を強化することではないでしょうか。これこ

そ正当な「介護の危機」打開の道だと思いませんか。知事の考えをお聞かせください。

4. 障害者差別解消について

次に、昨年6月に成立し一部施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関連してうかがいます。

障害者差別を禁止する法律は20年来、障害者団体が制定を求めてきたものでした。また、政府は昨年12月、障害者権利条約を批准しました。多くの関係者から「人として平等に生きられる社会への第一歩だ」と歓迎の声があがっています。

さて、法整備は前進したものの、障害のある人々の現状はまだまだ深刻で、課題は山積しています。障害のある方々の差別解消、権利保障のために、国に求めるものはきちんと求めながら、県としてやるべきことは率先して実行することがこれまで以上に求められていると思います。この分野で県としての今後の取組について保健福祉部長にうかがいます。

障害のある方への差別、権利侵害と言われても、どのような行為がそれらにあたるのか、障害のない者にとっては、かなり意識しないと気づかない場合もあるのではないのでしょうか。この機会に、障害のある方々を対象に、差別的な扱いを受けた経験をきくようなアンケートを実施してはどうでしょうか。

すでに千葉県、北海道、岩手県などいくつかの道県で、障害を理由にした差別禁止、障害者の権利を定める条例が制定されています。岡山県でもアンケートの結果をもとに、障害のある方々の意見も聴取し、条例制定についても検討してはいかがでしょうか。あわせて保健福祉部長にうかがいます。

5. 滞納処分について

次は、滞納処分についてうかがいます。

国（総務省自治税務局）は今年1月24日の事務連絡に、「地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行につとめていただきたい」との文章を出しました。県として、この事務連絡の受け止めと、その後の対応について総務部長にうかがいます。

6. 倉敷駅付近連続立体交差事業について

次に、倉敷駅付近連続立体交差事業についてうかがいます。

県は4月15日、JR西日本に委託しておこなっていたコスト縮減策の検討結果を発表しました。高架区間の縮減等によって最大約61億円のコスト縮減が可能という内容でしたが、この結果は、事業規模を縮小することなしにコスト縮減はできないということが示されたと理解してよろしいでしょうか、土木部長にうかがいます。

このパネルをご覧ください。倉敷市議会のためにわが党の末田市議が作成したのですが、2005年に県・倉敷市が作成したパンフレットに、4月15日に土木委員会で報告された資料の内容を書き込んだものです。上段が平面図、下段が縦断図です。伯備線については3つの案が出されていますので、工事費縮減額が最大となる検討案③の連続立体交差する範囲が（仮称）駅北2号線までの場合について示しました。また、水島臨海鉄道については、今後の検討に委ねられるとのことで

すが、今回は山陽本線と並走していることからこれになっています。

縦断図をご覧ください。青色の線で示してあるのが縮減案から想定される縦断です。駅北2号線から現計画と同様の勾配で記入したものです。これまで倉敷市は、連続立体交差の最大の効果は「9箇所の踏切除却や都市計画道路6路線を含めた24の路線の道路との立体交差を一挙に行うことで、南北中心市街地を一体化できる。その結果、都市交通の円滑化及び回遊性の向上が図られ、都市防災機能も格段に高まる」と言っていました。ところが、「仮に工事費縮減額が最大となる検討案③を採用した場合、9箇所の踏切撤去は一挙に行うことは出来ない。撤去できる踏切は3箇所に留まり、2箇所は踏切として残る。さらに4箇所の踏切地点は通行困難となる」との説明をうかがいました。間違いありませんか。併せて土木部長に伺います。

そうなると、この事業、効果がない（高い高架ととんでもない税金投入はあるでしょうが、メリットはない）ことが明らかになったのではないのでしょうか。知事、この辺できっぱり中止を宣言すべきではありませんか。伺います。

7. 教育委員会制度改革について

最後に、教育委員会制度改革についてうかがいます。

先週13日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、参議院本会議で可決、成立いたしました。2006年に教育基本法を変えた安倍首相は、教育委員会制度も大きく改悪しようとしています。

そのひとつが「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の制定を義務づけることです。この「大綱」は、国の教育振興基本計画の「基本的な方針」を参酌してつくり、首長と教育委員会による「総合教育会議」で協議のうえで制定され、教育行政は「大綱」にもとづいて運営することも書き込まれています。つまり、安倍内閣がねらう教育改革は、国の方針と首長の考えにもとづいて「大綱」を決めさせ、教育委員会をそれに従わせるというものです。

ふたつ目が、現行の教育委員長をなくし、教育長と教育委員長を兼ねる新教育長を配置することです。これは単に任務の統合にとどまりません。現行制度では、教育委員会が教育長を指揮監督し、問題があれば罷免することもできますが、安倍内閣の制度改革が実行されれば、首長が任命する新教育長がワントップとなり、教育委員会が教育長を指揮監督・罷免する権限もなくなります。

このように安倍内閣は、教育委員会制度を、国の方針に忠実に従わせ、首長の政治的考え方をより反映しやすい仕組みに変えようとしています。このことについて、知事および教育長の思いをおきかせください。

そもそも教育は、子どものためにおこなわれるべきものです。そのために教育委員の方々に、学校現場に足を運んでいただいて、児童・生徒、保護者、教職員や住民の声に耳を傾け、教育施策をチェックし改善する役割を、もっともっと強めてもらう必要があると思います。加えて、教育委員会会議の公開、教育への見識や専門性を持つ人材の確保、教育委員の待遇改善や活動への支援など、首長から独立した行政委員会としての権能を強化する方向こそ必要だと思います。この点についても知事および教育長の思いをおきかせください。

答 弁

(知事答弁)

共産党の森脇議員の質問にお答えいたします。

まず、集団的自衛権についてのご質問であります。安全保障は、国の責任において対処すべき事項であると考えておりますので、この場で、私自身の意見を申し上げることは、差し控えさせていただきます。

次に、米軍機の低空飛行についてのご質問であります。

国に対する要請についてであります。土蔵倒壊に関しては、米軍側が飛行との因果関係の立証が不十分としたことから、国は被害者に対して請求を却下せざるを得ないと伝えるとともに、併せて、被害者救済の観点から見舞金を支給したい旨の申し入れを行いました。

被害者はこの申し入れを不服として、請求どおりの賠償などを求めて国との交渉を継続していることから、当面は、当事者である被害者と国との交渉の状況を見守って参りたいと存じます。

次に、情報収集等についてであります。従来から、米軍機低空飛行の目撃情報は市町村や県民局を通じて収集に努めております。

県としては、これまでも県民の生活環境の保全などを目的に、国に対し、米軍機の低空飛行が行われないよう要請してきたところであり、先般も中国地方知事会で国に対する共同アピールを採択したところでもあります。

今後とも、必要に応じ、適切に対応してまいりたいと存じます。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

介護保険制度についてのご質問であります。

特別養護老人ホームのうち待機者数等についてであります。県内の特別養護老人ホームへの在宅の入所申込者数は、平成25年8月末現在で6,952人であり、このうち、年金額100円以下の方の割合は把握しておりませんが、要介護3未満の方の割合は約54%となっております。

また、在宅の入所申込者数は、平成15年で約3,200人、平成21年で6,776人となっております。

県としては、これまでも、地域包括ケアシステムの構築を目指し、市町村と連携しながら、介護施設の計画的な整備や在宅サービスの強化に取り組んできたところでもあります。

次に、増設についてであります。今回の介護保険制度改革は、地域包括ケアシステムを構築し、サービスの充実と重点化・効率化を同時に図るものであり、必要な改革であると考えております。

このため、国に要請することは現時点では考えておりませんが、今年度策定する第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画においても、居宅、施設、地域密着型サービスのバランスがとれたサービス提供となるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、利用できる制度についてであります。今回の介護保険制度改革は、地域支援事業の充実に加え、地域の実情に応じた取組ができるよう、予防給付の一部を地域支援事業に移行させるとともに、低所得者の保険料軽減を拡充しつつ、保険料の上昇を可能な限り抑えるため、一定以上の所得のある方の自己負担を引き上げるなど、受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度とするために

必要な改革であると考えております。

このため、国に対して要請することは現時点では考えておりませんが、保険者である市町村の取り組みに対して助言・支援するなど、県として、こうした改革が円滑になされるよう努めて参りたいと考えております。

次に、介護労働者の処遇改善についてであります。これまでも、県として、介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、賃金等を含め一層の介護職員の処遇改善策を講じるよう国に提案しているところでございます。

次に、介護保険制度についてのご質問であります。

介護の提供基盤の強化についてであります。今回の介護保険制度の改革は、サービスの充実と重点化・効率化を同時に進めるものであり、受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度とするために必要であると考えております。

お話の「介護の危機」の打開のためには、介護や生活支援などのサービスを地域で一体的に提供し、高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築をはかることが重要であると考えており、県として、その実現に向け積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

今後の取組についてであります。県では、これまでも、障害者週間におけるチラシ配布や、シンポジウムなどの啓発事業を行っているところであり、引き続きこのような取組により、心のバリアフリーを推進することが重要と考えております。

今後、障害者差別解消法に基づき、差別の解消の推進に関する基本方針が国から示される予定となっており、県では、この方針も踏まえ、必要な施策を実施してまいりたいと存じます。

次に、アンケートの実施等についてであります。県では、今年度、障害福祉計画を改定するに当たり、障害のある方々を対象にアンケート調査を実施し、差別の経験などについてもお尋ねすることとしております。

お話の条例制定までは考えておりませんが、アンケート調査の結果などを踏まえ、県民の障害への理解を深めるための普及啓発や、バリアフリーの推進など、必要な施策を実施し、障害のある方々の権利擁護や差別偏見の解消に努めてまいりたいと考えております。

(総務部長答弁)

次に、滞納処分についてのご質問であります。本県では、県民の信頼と税負担の公平性を確保するため、財産調査の徹底と迅速・厳正な差押えの実施に努めておりますが、お話しの事務連絡については、当然、留意すべきものであります。

このため、滞納整理を行う上で、滞納者の個別・具体的な実情の把握や、生活を著しく窮迫させる可能性がある場合の執行停止の取扱いなどについて、改めて通知・徹底したところであります。

こうした対応を含め、今後とも適正な滞納整理の実施に努めてまいりたいと存じます。

(知事答弁)

次に、倉敷駅付近連続立体交差事業についてのご質問であります。

方針についてであります。現在、再評価の一環として、あらゆる方策について多角的に検討しているところであり、県の対応方針について申し上げる段階ではないと考えております。

対応方針を定めるにあたっては、県議会をはじめ、倉敷市や関係者と十分協議を行った上で、適切に対応してまいりたいと存じます。

(土木部長答弁)

コスト縮減策の検討結果等についてであります。多角的な検討を行う観点から、事業規模を縮小した場合のコスト縮減策についても検討を行ったものであります。

事業規模を縮小しない場合のコスト縮減策としては、線路の配線の、集約化や施工方法の変更について検討しましたが、施工方法の変更については縮減額を試算しておりません。

引き続き、水島臨海鉄道も含め、コスト縮減策について検討してまいりたいと存じます。

また、もっとも規模を縮小した場合に撤去できる踏切等については、お話のとおりでございます。

(知事答弁)

最後に、教育委員会制度についてのご質問であります。

国の方針等についてであります。この度の法改正は、教育行政における責任の所在の明確化と政治的中立性の確保に配慮したものと考えております。

また、教育長を首長が直接任命することや、首長が主宰する総合教育会議において大綱を策定するなど、現状より教育行政に首長の意向を反映しやすくする一方で、教育長の任期を3年に短縮することで、その権限強化への配慮がなされたものと受け止めております。

私としましては、地方の自由度を高め、地域の実情に応じた教育行政を推進する観点から、教育委員会ともしっかり協議して、本件の課題や実情に即したものとなるようにしてまいりたいと考えております。

(教育長答弁)

まず、国の方針等についてであります。この度の法改正においては、大綱は、国の計画を参考にしつつも、その地域の実情に応じて定めるものとされており、まだ、教育委員会は、引き続き執行機関とされるなど、地方教育行政の国からめ独立性や、政治からの中立性等は確保されていると考えております。

また、新教育長の権限強化が図られておりますが、施策の大きな方向性は執行権限を有する教育委員会が示すことに変更はなく、教育長には教育委員会へ事務の管理執行状況を報告する義務が課されたこと、任期を3年に短縮することが規定されるなど、チェック機能が加えられております。

県教委としましては、総合教育会議の場を有効に活用し、これまで以上に知事と連携しながら、教育県岡山の復活に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、教育委員の役割等についてであります。教育委員には、これまでも様々な分野の知識や

経験を有する人材を確保するとともに、教育委員との意見交換会等を通じて、その活動状況を把握しており、学校訪問や関係者からの意見聴取、教育委員会会議の公開など、教育行政の充実に積極的に取り組んでいることは承知しております。

この度の法改正を踏まえ、教育委員には、教育施策のチェック等の機能をこれまで以上に発揮されることを期待しており、私といたしましては、総合教育会議において教育委員と十分に協議するとともに、待遇改善までは考えておりませんが、教育委員会の活動をしっかり支援するなど、教育県岡山の復活に共に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

次に、教育委員の役割等についてであります。県の教育委員は、これまでも、執行機関としての意識の向上と機能強化を図るため、積極的に教職員や市町村の教育委員、地域の関係者など、幅広い分野の方々と意見交換を行い、教育施策に反映させております。

また、早くから会議の公開を制度化し、開かれた教育行政にも取り組んでまいりました。この度、新教育長の権限が強化されることとなりますが、教育委員には、今後も、大所高所から教育の方向性を示し、現場の声等も踏まえ、施策をチェックする機能を発揮していただきたいと考えており、そのため、研修内容や方法、学校・市町村教委との意見交換等について、教育委員の意向を踏まえ充実させてまいりたいと存じます。

再質問

(森協議員)

いくつか再質問させていただきたいと思っております。順不同で申し訳ありませんけれども。

最初は、滞納処分について総務部長にお伺いいたしますが、ご答弁いただきました事務連絡については「留意すべきもの」ということで改めて徹底をしたという内容でございました。しかしですね、残念ながら、4月以降、今年度に入ってから、私のところに数件、通帳に振り込まれた給与や年金が全額、突然差し押さえされたという相談がよせられています。事務連絡にある「滞納者の個別・具体的な実情を十分把握する」――これがきちんとおこなわれていれば、差し押さえできない財産だということがわかるはずなんですね。結局、早く差し押さえするということが先に立ってしまって、実際問題としてはなかなか改まってないのかなという気がして、しかたがないわけです。疑問を抱いております。どうして改まらないのでしょうかということをもう少し深く掘り下げて検証する必要があるんじゃないでしょうか。再質問したいと思います。

二つ目は、障害者差別解消について、保健福祉部長にいくつかお伺いいたしました。既に障害者差別解消に関わる条例を制定した県道あるいは市もありますけれども、共通して語っていらっしゃるの、障害者にとっての条例というということは、障害者に限らず、全ての県民にとって安心して暮らせる地域を作っていく、そういう機会になるんだということでありました。ですから、条例制定も念頭に置いていただいてこれからの取り組みというのを進めていただくことが非常に大事だと思っております。

県としての取り組みについてはこれからも心のバリアフリーの取り組みだとか、県民や事業者などへの広報周知もしていくと、チラシの啓発もするというお話でありましたけど、是非これまで以上にがんばっていただきたく思います。アンケートを実施するに当たって、差別事象がわかるよう

なアンケートに工夫していただきたいというふうに思っております。障害者福祉計画の際にアンケートを行うというご答弁でしたけれども、これまでも障害者福祉計画の変更の際にアンケートをとっていらっしやいまして、ところが差別事象についても入っているんだけれども、ごくわずかなものになってしまっております。この際ですね、その内容を充実させてほしい、特に県や市町村、警察や教育機関も含めて、行政機関として制度上、あるいは差別を残しているというような事例があるのかなのか、障害のある当事者の方々に聞いていただきたい、そういうことも明らかになるように工夫をしていただきたいと思っておりますけれども、そういう認識はございますでしょうか、保健福祉部長にお尋ねいたします。

次に三つ目は介護保険についてですが、これもパネルを用意させていただきました。政府が検討している主なものについて書いてありますけれども、ほんとに背筋の寒くなる思いをしております。また裏側には地方公聴会で行われた大阪と甲府の意見をださせていただきました。いろんな疑問の声が上がっているわけですね。

質問させていただきましたように、特養待機者のうち、要介護3未満の方々がなんと54%ということでした。ざっと、3500人もの人たちが行き場を失ってしまうんじゃないかと、そういう心配もあるわけです。

さらに深刻なのは、低年金の方です。質問では、県では年金100万円未満の方はつかむすべがないということでしたけれども、質問で紹介しましたように、年金100万円未満の受給者は48%、年金基礎調査で明らかになっています。特養待機者で低所得の方については、一定の年金があれば特養以外の施設を選ぶこともできるわけですが、そうじゃない。特養をどうしてもという方を考えると、低年金の方は48%よりさらに増えるだろうと想定できます。場合によっては7割ぐらいになるんじゃないかというような思いもあります。同時に「在宅だけではやりきれない」という声もあるわけですから、市町村とともに県も、この問題をどうするのか、真剣に考える必要があると思います。国がいう総括支援だけに頼っていてほんとにいいのかということも掘り下げる必要があると思います。施設サービスの充実という観点で、特養については国の方針に従うということですが、特養に代わる施設として、低年金者が利用できる施設の必要性という点はどう考えているのでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

医療・介護総合法案について、国に反対の意見を言うことはないという答弁でしたけれども、先程紹介した地方公聴会ではいろんな意見が出されています。そういうことにもかかわらず、国の大改悪に追随するというのはいかなものかと、ほんとにこれで県民の老後を守るのかという不安でいっぱいです。どうやって県民の老後を守るのか、もう一度保健福祉部長にうかがいたいと思います。

教育委員会制度改革についてですが、制度改革が必用な理由として、大津市の「いじめ自殺」の隠蔽問題があげられていることは皆さんご存じのとおりだと思いますが、私これは筋違いだと思うんですね。隠蔽したのは教育委員会ではなく、事務局側であって、教育委員会は蚊帳の外だったのですから。事務局が住民から批判を受けるような間違っただ行動をした時に、間違いを察知し、ただす役割を教育委員会がしなければならないはずで。質問で私が機能強化が必要と言ったのはそういう意味です。

首長や教育長が暴走した場合も同様です。最近では、橋下大阪市長が教職員の「思想調査」まがいのことをしようとしたとき、教育委員会がストップをかけた事例があります。島根県の松江市で

教育長が求めた「はだしのゲン」撤去に、教育委員会が待ったをかけた事例もあります。教育委員会そういう役割を果たすべきだと思うんですけども、これらの点について知事や教育長はどういうふうに考えておられるのか、その思いを語っていただきたく思います。

最後に、鉄道高架事業ですけれども、多角的な検討を今後もしていくといいながらその内容についてはなかなか触れられることはこれまでもなかったし今回もありませんでした。これらの検討を行うに当たって多額の税金がかかっていくわけですよね、今の段階でどういう検討をするのかということも議会にもきちんと明らかにしていく、そのためにどれだけの費用がかかるのかということもきちんと明確にしていく必要があるんじゃないでしょうか。いたずらに長引かせていいのかという思いもいたしますので、この検討の内容について議会にきちんと明らかにせよという点について、どう考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。以上です。

再質問への答弁

(知事答弁)

教育委員会の制度改革についての質問にまずお答えさせていただきます。それぞれの構成メンバー、暴走したときにストップをかけるのが教育委員会の役割であって、その役割が今回の制度改革で弱められるのではないかとそれについてどう思っているかということについてお答えをいたします。

確かに、あるグループが暴走したときにそれをどう止めるかというのは、制度設計、民主主義の非常に大切なテーマでございまして、三権分立はそのうちの一つの工夫なのかなと考えております。その際、教育委員会というものに関しては逆に、先程議員は他の、例えば首長が暴走した際ですとか教育長が暴走した際、そういった例を出されましたけれども、首長が暴走したと住民が判断した際には4年に一度必ず行われる選挙で止めることができると、私自身は、教育委員会が暴走することとはなかなかこれまでなかったとはいえ、教育委員会ですとか教育長が暴走とまではいわないにしても、民意と違う判断、決定をしたときに住民がそれを止める手段を持っていないということを残念に思っております、しかし教育の最終責任は住民が選ぶことができる、住民が落とすことができる、選挙というプロセスを経た人間が最終責任を持つべきだと思っております。

次に、倉敷駅付近連続立体交差事業の検討の内容を明らかにするべきだと、方針についてどのように考えるのかという質問についてお答えをいたします。倉敷駅付近連続立体交差事業につきましては、現在様々なことについて多角的に検討しているところとございまして、是非大規模な事業であるからこそいろいろなことをきちんと研究をして、後悔のない判断をしたい、その際には関係する方々と十分に協議をして進めていきたいと考えております。以上でございます。

(総務部長答弁)

再質問にお答えいたします。滞納処分について通知があったにもかかわらず、依然として不適切な例があるというふうにご指摘がございました。個別の事案につきましては私承知をしておりませんが、個別の事案がそれぞれどういった内容であるかということにもよるかというふうに思いますけれども、やはり執行停止をするあるいは滞納処分をする、そういったことの一番前提になりますのは財産状況等についてで、正確に把握をすることが何よりかと思っております、そういったこ

とについて、例えば一括で納付できない事情が明らかになった方につきましては、例えば納税交渉の過程でいろんなことをヒアリングしたりして、対応できると思いますけれども、そういったことになかなかご協力いただけないといった事例もあるわけですし、そういったことについてはまず差し押さえする、あるいは自宅や事業所等の捜索といったもので実情把握を行うということにしておりますけれども、ご指摘のようにこのような通知がありまして、通知の趣旨も踏まえて適正にやるようにということは県の県民局あるいは市町村に対しても通知をしておりますので、そういったことを徹底していきたいというふうに思っております。以上でございます。

(保健福祉部長答弁)

再質問にお答えさせていただきます。まず障害者の差別の解消の法律の関係でございますが、条例制定を念頭に施策を講じていくべきではないかということでございますが、他県の条例を拝見させていただきますと、その中身の多くはかなり法律の趣旨と重複するものが多いということで、現時点では条例を制定することは考えておりませんが、他県の取り組みも参考にしながら法律の趣旨に則りまして、本県の実情なども勘案した上で必要な施策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、アンケート調査ですが、個別具体的な事象がわかるような調査にすべきではないかというご質問でございますが、先程答弁でもございましたが、障害福祉計画を策定するに当たりまして差別についても簡単な調査を実施する予定でございますので、現時点では詳細なアンケート調査の実施までは考えておりませんが、必要に応じて、例えば審議会の委員のメンバーに障害者、障害のある方も含まれておりますし、また関係団体こういったところから意見聴取をしたいということで、現状を的確に把握して必要な施策の実施に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、介護保険の関係でございますが、特養に代わるような低所得者の住まいの場というのを確保すべきではないかというご質問でございます。まず特別養護老人ホームについてでございますが特別養護老人ホームの施設の入所に当たっては、基本的には本人の介護が必要な程度だとか家族の介護が可能な度合い、こういったことが基本として考えられております。また要介護3未満の方についても、認知症などやむを得ない事情によりまして特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であるというふうに認められる場合には入所を認める方向で検討されているという風に伺っているところでございます。その他に特養以外ということでございますが、高齢者の住まいの場の確保については当然ですが特養の施設だけではなくて、在宅で必要な方が介護が適切に受けられる体制の整備を進めていく必要があるという風に考えておりますし、また厚労省のモデル事業でも空き家を使って住まいの場を確保しようというようなことが進められているという話も伺っておりますので、そういった成果も十分にみながら総合的に対応していきたいというふうに思っております。

最後にこういう状況でどうやって老後を守っていくのかということでございますが、少し重複するかもしれませんが、やはり高齢者の住まいの場の確保という観点については、住まいの場とか介護の提供のしっかりした確保ということについては、各市町村が介護ニーズとかを将来ニーズも踏まえてきちり推計した上で、将来的にどういったサービスがどの程度必要かということを見極めていただいて、その現状とのミスマッチが生じたところでどうやって手だてをしていくのかということをしっかり考えていただくということが必要であるというふうに思っております。いわゆる地域包括システムをしっかりやっていくということがとても重要なことだと思っておりますので、市町村に対して助言、あるいは当然支援を積極的にさせていただいてその実現に向けて県としてもし

っかり協力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

(教育長答弁)

再質問にお答えいたします。首長や新教育長の暴走への対応ということではありますが、まず首長に対しましては基本的にはこれまでと同様に教育委員会が合議制の執行機関というふうに位置づけられておりますので、そういったことに対しては対応できるという風に考えております。新教育長に対してはこれからの制度といたしまして教育委員の方から教育長に対して教育委員会会議の招集を求めることができるのか、あるいは教育長はそういう会議において事務の執行状況を報告をするといったようなことをされております。さらに、総合教育会議あるいは教育委員会会議の議事録を作成して公表するといったこういうふうなことも、努力義務でありますけれども規定されておりますので、そうした機能でもってご心配の点につきましては払拭できるというふうに考えております。以上でございます。

再々質問

(森協議員)

ご答弁ありがとうございます。再々質問と要望をいくつかさせていただきたいと思っております。

障害者差別の条例の関係についてですが、条例といましょかアンケートについてですね、是非アンケートの工夫を行っていただきたいと、自由記載でそういう事象が書けるような項目を設けていただくというようなことも一つあるかと思っております。そういう工夫を是非してほしいなというふうに思っておりますので、これは要望させていただきます。また審議会だとかあるいは障害者団体のヒアリングの中でですね、しっかりと意見を、差別事象がこれまで経験したことがあるのかなのか、具体的にはどういうことだったのかという事象をしっかりと集めていただくという取り組み、そしてまた集めた内容をホームページなどを通じて県民に返していくというような取り組みも是非進めていただきたいなということ、これは要望として申し上げたいと思っております。

二つ目に、滞納整理に関わってもう一つ質問するんですけども、現状の把握をするということは県の方もやっただけで、財産状況を把握するということを通じてやっただけで、なかなか把握が困難な場合、連絡とれない場合には搜索というかたちで踏み込んでいくという場合もあると思っております。それを否定するわけではありませんが、問題は調査を事前にするというものだと思うんですよ。大体のことをやって差し押さえたら何か言うてくるんじゃないかと、それじゃいけませんよということが、「通達」の趣旨だと思うんですよ。事前に搜索も含めた調査を行うということについて徹底されているのか、もう一度お願いをしたいと思っております。

最後に、教育委員会制度についてご答弁いただきました。選挙で止めればいいのかというお話なんですけれども、選挙までの間の期間子どもたちの教育どうなるのかなという心配があるわけですね。選挙をいうのであれば、かつてあったような教育委員会を公選制にするという制度の復活こそ私は大事な観点じゃないかなというふうに思っております。また安倍首相が何をねらっているのかということもしっかりみておかなければいけないというふうに思うんです。歴史をゆがめたり、競争的な教育を持ち込んだりというのは絶対に戒めなければなりません。教育委員の皆さんには是非とも今後がんばっていただきたいということを申し上げまして、質問を終わりたいと思っております。総務部長だけよろしくお願いたします。

再々質問への答弁

(総務部長答弁)

再々質問にお答えいたします。財産状況調査について事前の調査をやるのが不十分ではないかというご指摘でございます。当然我々としても税を課税する、あるいは滞納処分するに当たって事前の調査、可能な範囲ではやっておるわけでありまして、滞納処分するに当たりまして督促状も発布し、それについてその後でそれぞれご相談なり、ご報告なりあればまた対応もできるかと思えますけれども、なかなかそういうふうによくいってないということもありまして、そういったご指摘のような事例もあるかと思えますけれども、事前の調査も可能な限りはやった上でやって居るところでございます。ご指摘の点も踏まえて我々としても適正な課税、あるいは滞納処分こういったものについてさらに努めてまいりたいという風に存じます。以上でございます。